附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項の指定を受けている学校又は柔道整復師養成施設（次項において「改正前指定学校養成施設」という。）において柔道整復師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の柔道整復師学校養成施設指定規則（次項において「新規則」という。）別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　改正前指定学校養成施設における新規則第二条第七号に規定する専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省令第三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「十六万千八百円」を「十六万千六百円」に、「八万九百円」を「八万八百円」に改め、同条第二号イ中「十六万九百円」を「十六万七百円」に改める。

第十八条の七第五号中「第六十五条の三」を「第六十五条の四」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二第一項第一号イ中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同号ロ及びハ中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同条第二項中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に、「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に、「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第三十五号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十二条の七、第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十五条、第四十九条の四及び第五十条並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第一号中「受給権者の死亡に関して市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき」を「死亡した受給権者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる」に、「であるときは」を「である場合であつて」に、「その者に係る」を「当該書類と同一の内容を含む」に改め、同項第二号ロ及びハ中「書類」の下に「（未支給の保険給付が年金たる保険給付である場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第十五条の二第三項第一号中「関して市町村長」の下に「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）」を加え、同項第三号、第四号及び第六号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第十五条の三第二項第三号及び第十五条の四第二項第三号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第十五条の六第二項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第十八条の三の四第一項第一号中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に改め、同項第二号中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同条第二項中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に、「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改める。